

事務連絡
令和4年12月5日

薬品を保有する教職員 各位

安全衛生委員会委員長
木崎一美

保有薬品の棚卸と不要薬品の廃棄について（通知）

国内における化学物質を原因とする労働災害が後を絶たないことを踏まえ、令和4年5月31日付けで労働安全衛生法施行令の一部が改正され、令和5年4月1日から新たな化学物質規制の制度が導入されることになりました。（別紙1参照）

この改正により、本学で保有する薬品の多くがリスクアセスメント対象物となり、様々な義務が事業者に課されることになります。

については、この新制度に円滑に対応するため、薬品を保有するすべての研究室、実験室等において、以下を実施していただきます。以後、学内に管理者不明の薬品が存在することのないようご協力をお願いします。

- 1) 保有薬品がすべて薬品管理システム(IASO R7)に登録されているか確認
 - ※ 未登録薬品が存在する場合は登録
 - ※ 廃棄予定の薬品も含め保有薬品はすべて登録
- 2) 薬品管理システム (IASO R7) を使用しての、すべての保有薬品の棚卸
- 3) 不要薬品の廃棄

記

1. 保有薬品と薬品管理システム(IASO R7)の登録情報を対応させるため、まずは棚卸を実施してください。
棚卸は、薬品管理システム(IASO R7)の「棚卸」機能を使って実施してください。
 - ※ 棚卸実施方法については、別紙2をご覧下さい。
2. 棚卸の完了後、「棚卸完了報告(様式1)」を、科学分析支援センター担当者に提出してください。
 - ※ 棚卸完了報告提出先：tanaoroshi@gr.saitama-u.ac.jp
 - ※ 棚卸完了報告提出期限：令和5年3月31日（金）
3. 廃棄を希望する不要薬品がある場合はリストを作成し、科学分析支援センター担当者に提出してください。
 - ※ 不要薬品の廃棄に係る費用は、様式1を提出した場合に限り全学で負担します。
 - ※ 廃棄薬品リストの書式は下記HPよりダウンロードしてください。
[廃試薬 | 埼玉大学 研究機構 科学分析支援センター \(saitama-u.ac.jp\)](#)
 - ※ 廃棄薬品リスト提出先：haishiyakusyori@gr.saitama-u.ac.jp
 - ※ 廃棄薬品リスト提出期限：令和5年4月21日（金）
4. 管理者不明の薬品がある場合は、下記問い合わせ先にご相談ください。
問い合わせ先：薬品管理システム（棚卸）について

総合技術支援センター（降矢） iaso@gr.saitama-u.ac.jp

不要薬品の廃棄について

科学分析支援センター（新美） 内線 796343